

## 住民監査請求（玖珠町職員措置請求）の手引き

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、住民が、町長や委員会等の執行機関、町職員による、違法もしくは不当な財務会計上の行為または財産管理等を怠る事実について、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査の実施を求め、当該行為の防止、是正、怠る事実を改めるために必要な措置または行為を改め、町の損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求する制度です。

住民の方の請求とこれに基づく監査により、町財政の適正な運営確保と、市民全体の利益を守ることを目標としています。

### 監査請求の対象

監査請求をすることができるのは、次に掲げる町の財務会計上の行為と、怠る事実についてです。

- (1) 違法又は不当な
  - ア 公金の支出
  - イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
  - ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
  - エ 債務その他の義務の負担（借入れなど）
- (2) 違法又は不当に
  - ア 公金の賦課、徴収を怠る事実（町税の徴収を怠るなど）
  - イ 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠るなど）

上記(1)については、その行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

### 監査請求ができる期間

『住民監査請求の対象』の(1)については、行為のあった日または終わった日から1年以上経過している場合には、請求することはできません。ただし、1年を経過していても、請求の対象となる行為が、秘密裡に行われたものであること等、正当な理由があるときは、請求書の中で正当な理由の存在を説明することで、請求をすることができます。

『住民監査請求の対象』の(2)については、怠る状態が続いている限り、請求することができます。

## 監査請求ができる方

住民監査請求できる方は、玖珠町に住所を有する方に限ります。

町内に所在する法人も監査請求をすることができます。

## 監査の実施

監査委員は、請求を受け付けた日から 60 日以内に監査し、監査の結果を明らかにします。監査結果は、文書により請求人に通知するとともに公表します。

## 監査請求結果に不服がある場合

請求の結果に不服がある場合には、住民訴訟を提起することができます。住民訴訟が提起できる場合と、その期間は次のとおりです。

- (1) 監査結果に不服がある場合  
⇒ 監査の結果の通知を受け取ってから 30 日以内
- (2) 勧告に対する町長等の措置に不服がある場合  
⇒ 措置結果の通知を受け取ってから 30 日以内
- (3) 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合  
⇒ 措置期限の日から 30 日以内
- (4) 請求の日から 60 日以内に監査結果の通知がない場合  
⇒ 60 日を経過した日から 30 日以内
- (5) 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合  
⇒ 却下の通知を受け取ってから 30 日以内

## 監査請求書の提出方法

請求書は、玖珠町監査委員事務局へ直接持参するか、または郵送してください。

担 当 玖珠町監査委員事務局

電 話 0973-72-2327

住 所 〒879-4492

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の 5